

**桐蔭コンプライアンス・リサーチ教育センター  
設立記念シンポジウム**

**【挨拶】**

桐蔭横浜大学学長 小島 武司 氏

本日は、たくさんの方々にお集まりいただき、桐蔭コンプライアンス・リサーチ教育センターの設立記念シンポジウムを開催できるということは、本センターの明るい前途のみならず、桐蔭法科大学院の行く末を暗示しているものとして力強く思います。

本学法科大学院は、制度全体の基盤が十分整備されていなかった当時の状況の中で独自のモデルを追求し多様性ある法曹養成の突破口を開こうとしてきましたが、制度的な壁に突き当たってもおります。それにしても、「ハイブリッド法曹」を育てるという特性を活かして、教育のあり方を問い、皆さんと共にリーガル・プロフェッションの未来を築く血路を開いていこうということで、「桐蔭横浜大学ミディエーション交渉研究所」と、今度新しく設立されました「桐蔭コンプライアンス・リサーチ教育センター」の共催により、本日は設立記念シンポジウムを開催することができ、大変うれしく存じます。

2000年代の初頭に司法改革のムーブメントが生まれ、法科大学院制度も含む制度改革が進行し始めました。この野心的な改革が日本の社会を大きく変えていくのではないかとわれわれは期待し、ある意味では楽観視していたのですが、社会の構造や法制度のしくみ、文化的な伝統、さらには個人の発想ないし志向というものはそう簡単には変わるものではなく、司法改革の成果はまだら模様という様相を呈しております。社会全体にわたる改善は一步一步地道に進められなければならないのだということを痛感させられています。

今にして思うと、法テラスもできて、普遍的な司法アクセスへの道を固めるため国家予算も投入されたのですが、企業その他組織についてリーガル・コンプライアンスを徹底し、コーポレート・ガバナンスの推進に正面から取り組む動きが欧米をはじめ先進諸国において急速に進みつつあります。これは、公正な社会を築くという観点からは閑却を許されない事柄であり、根源的な社会的課題と緊密にかかわっているのではないかと思います。

このような大局観に立つとき、企業ばかりか社会組織一般の実質的な変革を進めることが必要であるという認識が広がっており、最近、会社法の改正、そして、二つのコード、すなわちコンプライアンス・コードおよびガバナンス・コードの登場で、相当大きく企業の運営などが変容してゆくものと思われまます。折しも、いくつかの有力企業で社会的関心を集める不祥事が相次いで生じており、われわれの眼前にある問いはまことに深いと感じております。

こういう大状況の中で司法改革を根底から考えていくには、個人が外側から法へのアクセスをするだけでなく、組織が内側から順法に取り組む必要があり、弁護士その他法律専門家の活躍の場には多元的展開を求められているのではないかと。グローバル化でいろいろな新しい活動分野が生じているということもあり、個人、組織、社会全体、それから世界の変化が追い風となって、本センターの活動が司法改革の第2幕を上げる一助となればうれしいことだと思います。

今日は著名な諸先生（方）、本学の卒業生で、実務で実績を上げている新進の方々の参加を得て、シンポジウムが大いに盛り上がると期待しております。どうもありがとうございました。